Monthly Association Construction Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報

2022 2
No.568

魅力発信事業

［令和2年11月27日(火)］
宮崎市立瓜生野小学校 6年生
修学旅行現場体験

一般社団法人 宮崎県建設業協会
TEL (0985)22-7171　FAX (0985)23-6798　宮崎市橘通東2丁目9番19号

目　次 CONTENTS

● 令和４年２月の行事予定 …… 1

● 県協会ＨＰ掲載項目案内（前月掲載分）…… 2

● 会員の異動状況 …… 2

● 宮崎県建設業協会員数の推移 …… 2

● 宮崎県建設業協会

１．令和３年度 第10回常務理事会を開催 …… 3
２．令和３年度 第８回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催 …… 4
３．建設キャリアアップシステム登録推進事業について…… 6
４．令和３年度 テレビＣＭ放送のご案内 …… 7
５．宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ…… 8

● 雇用改善コーナー

１．令和４年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の
就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について…… 9

● 建退共

１．ホームページについて…… 10
２．建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）…… 10

● 技士会

１．令和４年度 １級・２級土木施工管理技術検定受検準備講習会のご案内 …… 11
２．令和４年度 １級・２級土木施工管理技術検定の申込書受付について …… 11
３．令和３年度 １級土木施工管理技術検定の合格発表 …… 12
４．令和４年度「監理技術者講習」についてのお知らせ…… 12

● 事業協同組合

１．立替決済サービス　（株）ランドデータバンクのご案内 …… 13

● 建災防

１．令和４年度上半期（４月～９月）講習会の案内…… 16
２．建設業年度末労働災害防止強調月間について…… 17
３．石綿の有無の事前調査結果の報告について…… 18

● 火薬協会

１．火薬類取締法に基づく報告等について…… 19
２．火薬庫の定期自主検査の徹底について…… 19

● 保証会社

１．宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分） …… 20
２．中間前払金制度のご案内…… 21

● 建設業情報管理センターからのお知らせ …… 22

● 建設業福祉共済団

１．〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ …… 23

令和４年２月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木		建災防九州・沖縄地区連絡協議会（WEB会議）	
4	金		高所作業車運転技能講習（清武　5日まで）	
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	県協会　常務理事会		
9	水	県協会　青年部と県との意見交換会（WEB）		
10	木	永山副知事との意見交換会（西都・高鍋地区協会）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武　11日まで）	
11	金	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	土			
13	日			
14	月			
15	火	永山副知事との意見交換会（延岡地区協会）	建築物石綿含有建材調査者講習（宮崎　16日まで）	
16	水			
17	木	宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会		
18	金		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武　19日まで）	
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	木			
25	金		建災防全国支部事務局長会議（WEB会議）	協同組合　建設業振興基金　金融事業説明会（東京）
26	土			
27	日			
28	月	県協会　九州地方整備局との意見交換会（WEB）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武　5日まで）	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項　　目	所　管	形 式
2022.1.4付　（一財）建設業振興基金「登録経理講習」の講習開始について（お知らせ）	（一財）建設業振興基金	html
2022.1.21付　国土交通省技術基本計画（令和４年度からの５カ年計画案）に対するパブリックコメントの意見募集について	国土交通省	html
2021.7.8付 宮崎県建設業協会　建設キャリアアップシステム認定登録機関の開設について	宮崎県建設業協会	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	㈱黒木工務店	所在地	〒889-1601 宮崎市清武町木原206-4	〒889-1605 宮崎市清武町加納乙546-5
延岡	豊松建設㈱	代表者	松下　征雄	松下　尊子

宮崎県建設業協会員数の推移

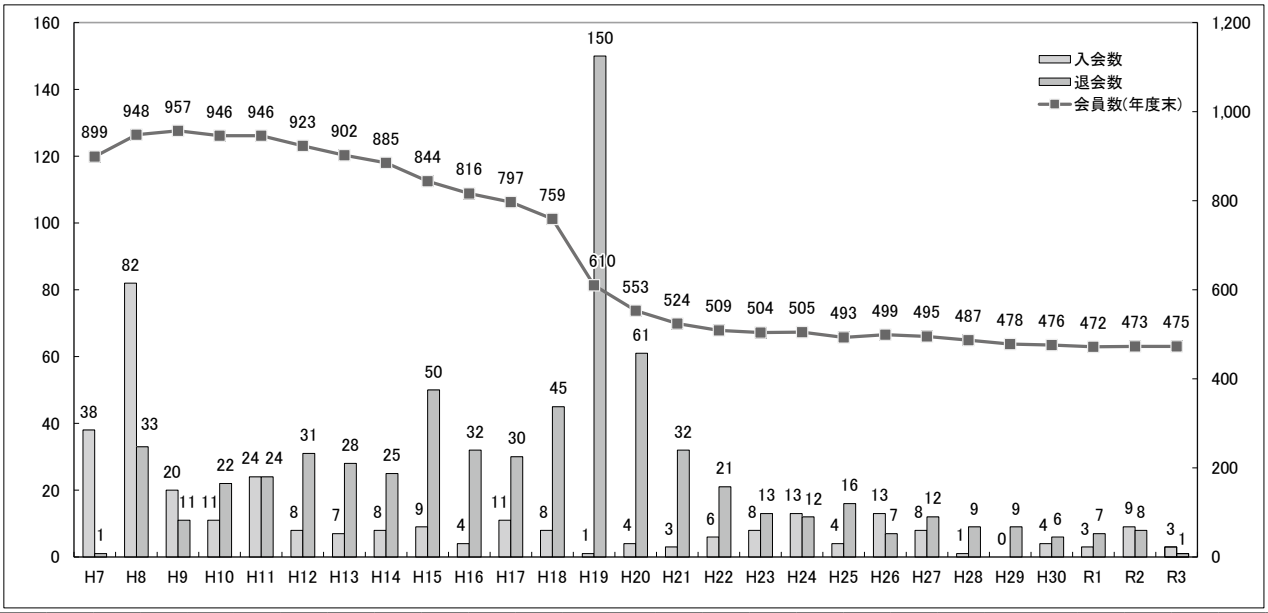

年　度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	1
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	475

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R3はR4.1.26現在

宮崎県建設業協会

1．令和３年度 第10回常務理事会を開催

令和４年１月17日（月）14時45分、宮崎観光ホテル３階「翠耀」において樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「年明けの忙しい中、出席いただき感謝申し上げる。

現在、新型コロナの感染拡大が発生しており、永山副知事との意見交換会も一部の地区で延期が決定した。延期となった地区については状況をみて、再度開催日の調整していただきたい。

CCUSについては令和５年度の完全実施に向けて、市町村（発注者）に向けた周知や国・県の取組の紹介等も必要だと考えている。また、各地区会長には、働き方改革の運用も開始されるため、あわせて推進していただきたい。

本日の意見交換会では、入札制度改正等についての説明もあるため、忌憚のない意見交換会にしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題１　県との意見交換会について

樫村事務局長が資料１に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告した。

議題２　その他

（１）農業土木委員会開催結果報告について

早瀬課長が参考１に基づき、12月17日に開催された農業土木委員会及び県との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、不調不落の状況、運搬費及び準備費の設計変更、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について　など。

（２）CCUS登録状況等について

山尾係長が参考2-1、２に基づき、本会員のCCUS登録状況及びカードリーダーの購入状況等について報告した。また､樫村事務局長が「CCUS官民連絡協議会」の設置依頼が国土交通省よりあったことを報告した。

第10回常務理事会

（３）令和３年度宮崎県道路整備講習会の開催について

藤元会長が、２月14日に開催予定の令和３年度宮崎県道路整備講習会について、中止の案内があったことを報告した。

（４）九州地方整備局からの情報提供について

樫村事務局長が参考４－１～３に基づき、①令和３年度の工事及び業務の発注見通し②補正予算等における円滑な事業執行に向けた取組み③総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての情報提供を行った。

（５）参議院議員選挙対応について

樫村事務局長が参考５に基づき、令和４年７月に行われる参議院議員選挙の対応について報告し、承認された。

（６）その他

提案議題・意見等はなかった。

議題３　１月以降の協会行事等について

樫村事務局長が参考６に基づき、４月末までの行事について報告し、承認された。

2．令和３年度 第８回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和４年１月17日（月）16時、宮崎観光ホテル３階「翠耀」において、樫村事務局等が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

森次長（道路・河川・港湾担当）

管　理　課：児玉管理課部参事兼管理課長、
赤江課長補佐、一政・宗像主幹
川内主任主事

技術企画課：桑畑課長、和田課長補佐、
岩切・春田主幹

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：斉藤課長、
山下工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・興梠・河野（与）副会長
柳橋・河野（義）・長友・池田・津房・
黒木・木村常務理事、

事　務　局：石井専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、
大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本年初めての意見交換会となるが、大変忙しい中、出席いただき感謝申し上げる。

さて、本会としては令和５年度からのCCUS完全実施に向けて建設関連団体と連携を深め、また、市町村窓口にも情報提供等を行いながら制度の推進をしていきたいと考えている。昨年末には国土交通省より「CCUS官民連絡協議会」の設置について協力依頼があり、現在、関係する団体に参加を呼びかけている。協議会開催時には県にも協力をお願いしたい。

新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染急拡大が発生しているが、ガイドラインに基づき、感染予防対策を徹底し、工事等への影響がでないように対応していきたい。

本日の議題である入札制度改正（案）については、本会が以前より要望していた内容であり、対応をしていただき感謝申し上げる。

今年もよろしくお願いしたい。

【森次長挨拶】

今回が令和４年最初の意見交換会となる。よろしくお願いしたい。

現在オミクロン株が猛威を振るっており、本県においても都城・宮崎・延岡市等が感染急増圏域に指定された。建設現場では、ガイドラインを遵守し、感染防止対策を万全にしていただきたい。

本日は入札制度改正に伴う変更点について説明する。今回の入札制度のコンセプトとしては「長期的な建設業の発展」、「若い技術者の活躍」が可能になるような改正にしたいと考えている。また、様々な意見を参考にしたいと考えているので、忌憚のない意見をいただきたい。

本年１年よろしくお願いしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

経営事項審査の再審査の特例の取扱いについて

●令和３年４月から、経営事項審査の評価項目に「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）」が追加されたが、「レベル判定システム」の運用停止に伴い、能力評価の結果を証する書面等を入手できず、経営事項審査において評価がされなかった者が一定数存在することを踏まえ、該当項目のみ再審査の特例を認める。

第８回意見交換会

《技術企画課》

地域外からの労働者確保に要する
間接工事費の設計変更について

●国土強靱化予算の執行や建設業界の担い手不足等により、地域外からの労働者確保が必要となる場合が想定される。これにより、土木工事標準積算基準書に基づき算出した間接工事費と支出実績とで乖離が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合は、支出実績を踏まえて最終積算変更時点で間接工事費を設計変更できるものとする。

令和４年度入札制度改正（案）について

●建設業界を取り巻く環境の変化、技術者の高齢化等に対応するため、中・長期的に地域の守り手となる建設業者育成、若手技術者が活躍できる環境整備を目標に、入札参加資格を含む入札制度を改正する。主な改正は、①総合評価落札方式の見直し②法面工事の入札参加資格の見直し③県内企業育成の取組など。

◆意見交換会

（１）入札制度改正（案）について

協会→今回の改正では、配置予定技術者の評価において、「同種工事の実績件数評価は、原則、施工経験を求めない（重要構造物や難易度が高い工事は施工実績２件を評価））」と記載があるが、会社に実績があればよいのか教えていただきたい。

県　→会社の実績があれば良い。ただし、入札参加資格についてはこれまでと同様であり、その中で配置技術者については条件を定めている。そのため、総合評価での配置予定技術者の施工経験を求めないこととした。

協会→配置予定技術者の経験を求めないことによる、品質保証やリスクヘッジについてどのように考えているか教えていただきたい。

県　→実績のない技能者については、企業によるバックアップをしていただきたいと考えている。また、配置予定技術者の評価を行わない一般競争入札においても、ある程度の品質が保てているため、問題ないと考えている。

協会→建築や法面についても対象となるか教えていただきたい。

県　→全ての総合評価の中で改正したいと考えている。

協会→改正に伴う配点（点数）はどのようになるか教えていただきたい。

県　→（配置予定技術者の能力の）施工経験15点をなくすような改正（満点96点→81点）で考えているが、まだ検討中である。全体的なバランスを見ながら決定する。

（２）地域外からの労働者確保について

協会→地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更についての説明があったが、地域外の定義について教えていただきたい。

県　→具体的には定めていないため、いずれのケースも対象とすることが可能である。ただし、積み上げた費用が実績変更対象費を超えた分のみが計上される。

（３）週休２日工事の取組について

協会→週休２日工事について県では30％を目標に拡大するとのことだったが､令和４年度からの特Ａ、Ａクラスについては、全ての工事で発注者指定型を導入するという認識でよいか教えていただきたい。
また、補正率や減点についても併せて教えていただきたい。

県　→特Ａ、Ａクラスについては、全工事で週休２日工事の発注者指定型を導入する。減点措置については、週休２日工事に全く取組む姿勢のない場合に適用されるため、対象は限定されると考えている。しかし､週休２日未達成の場合には、工事費の補正分が減額変更となる。ただし、災害復旧等で発注者側がやむを得ず納期の指定をした場合の適用については検討中である。

3．建設キャリアアップシステム登録推進事業について

建設キャリアアップシステム登録推進事業

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは？

建設技能者の保有資格・就業履歴等の情報を登録・蓄積し活用することで、技能者の適切な評価と処遇改善、現場管理の負担軽減に結びつけるためのシステムです。公共工事での導入も進んでいます。

登録のメリット等

- **施工体制管理の効率化、現場事務作業の省力化ができる!**
- **建設技能者の技能や経験に応じた処遇改善につながる!**
- **業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となる!**

※登録方法は、ホームページ（https://www.ccus.jp/）及び認定登録機関（宮崎県建設業協会）にてご確認ください。

事業目的

CCUSの導入に必要な初期経費の一部を助成し、登録推進や制度普及を図り、生産性向上や働き方改革並びに処遇改善の取組を支援する事業です。

助成対象経費

(1) CCUSの事業者登録料の1／2以内
(2) カードリーダー購入費の1／2以内
※カードリーダー購入費のみの申請は不可となり、助成対象台数は1業者1台分のみとなります。
※消費税及び地方消費税額は対象外となります。

助成対象者

宮崎県内に主たる営業所を持つ建設業者（許可業者）で、令和3年6月1日以降にCCUS事業者登録をした業者が対象になります。

受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月末日まで
（持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
※事業予算を超える申請があった際には、受付を終了します。ご了承ください。

応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送してください。

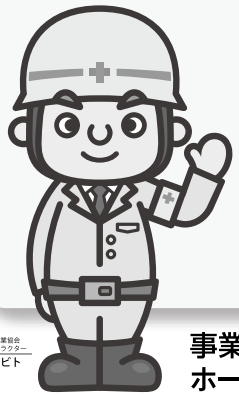

宮崎県建設業協会 イメージキャラクター オジギビト

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会
電話：0985−22−7171
http：//www.miyazaki-kenkyo.or.jp

４．令和３年度 テレビＣＭ放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全･安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「３Ｋ」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビＣＭによるＰＲ広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和３年度 10月からの放送日のご案内

◆CM展開①（UMK）　～番組提供枠～

１．放送期間　令和３年10月９日（土）から
　　令和４年２月26日（土）まで
２．放送形態　○30秒CM、下記番組　毎週１回放送
　　○UMKニュースの放送帯（毎週土曜17：30～17：56）
　　※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
３．放送内容　リニューアル版を順次放送
　　◇令和３年リニューアル版「ＩＣＴ」･「青年隊募集」篇

◆CM展開②（MRT）　～番組提供枠～

１．放送期間　令和３年10月９日（土）から
　　令和４年２月26日（土）まで
２．放送形態　○30秒CM、下記番組　毎週１回放送
　　○MRTニュースPlusの放送帯（毎週土曜18：50～19：00）
　　※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
３．放送内容　リニューアル版を順次放送
　　◇令和３年リニューアル版「ＩＣＴ」･「青年隊募集」篇

◆CM展開③　～シネアドCM広告～

１．放送期間　令和３年10月１日（金）～令和４年３月31日（木）
２．放送形態　イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
　　１ヶ月 約1,350本
　　９スクリーン　年間動員数　約65万人
３．放送内容　①タイムラプス撮影による
　　橋梁が完成するまでの15秒CM
　　②令和３年リニューアル版
　　「ＩＣＴ」･「青年隊募集」篇 15秒CM
　　※②の15秒CMが出来次第、①と変更し②を放送

宮崎県建設業協会
イメージキャラクター「オジギビト」

5．宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能

②希望者には公務員対策（講師：大原簿記より）　毎年合格実績あり！

③県立だから学費が安い　年間総費用約80万円　（全寮制による食費・光熱費を含む）

※　11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！

プログラム

時　間　１０：００からがよろしいかと存じます。
（火曜、水曜は、実習をしています）

場　所　宮崎県産業開発青年隊

体験内容　●青年隊概要説明
●施設案内
●建設機械試乗・測量体験など
●ランチ体験（無料-平日のみ）
＊申し込みはFAX・電話にて

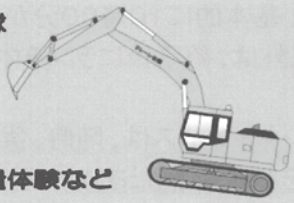

宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの
送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。

70年の伝統を誇る
宮崎県産業開発青年隊

指定管理者
（学校法人　宮崎総合学院）
〒889-1602　宮崎市清武町今泉丙2559-1
（専）85-1600　FAX：0985-85-8241　ke-center@msg.ac.jp

雇用改善コーナー

1．令和４年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発0105第５号
雇均発0105第２号
開発0105第３号
令和４年１月５日

主要経済団体の長　殿

厚生労働省職業安定局長
（公印省略）
厚生労働省雇用環境・均等局長
（公印省略）
厚生労働省人材開発統括官
（公印省略）

令和４年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和４年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動に当たっては、関係省庁、大学等とともに議論を行い、令和３年度と同様に、企業等においては、令和３年３月30日に関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から貴職に対する「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）により、また、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）においては、同月17日に「令和４年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の３月１日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の６月１日以降に開始することを求めているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省としては、令和４年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

ついては、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

１　求人票の展示・公開時期等

令和４年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

（１）求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和４年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和４年４月1日以降に展示・公開する。

これに伴い、当該求人申込みの受理開始は令和４年２月１日以降とする。また、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和４年度の大学等卒業予定者に対し同年５月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

同年度の大学等卒業予定者が同年５月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても同様とする。

（２）求人情報、ガイドブック等の作成について

令和４年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和４年４月１日以降とする。

（３）大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催するものとする。

なお、当該就職面接会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和４年度の大学等卒業予定者のニーズに応じて積極的にオンラインを活用するものとする。

（４）専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和４年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和４年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

２　公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

① 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
② セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、さらには学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為等を行わないとともに、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
⑤ 卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

建退共

1．ホームページについて

建退共宮崎県支部では、共済契約者および被共済契約者に建退共制度の理解を深めていただくとともに、事務処理における効率性の向上を図ることを目的としまして、ホームページを開設しております。

令和４年度から履行証明発行基準の改定に伴い、掲載内容の一部を変更しましたのでご確認ください。

1．URL　**http://kentaimiyazaki.com**

2．概要

（1）建退共制度について

（2）手続きについて

（3）よくある質問について

（4）その他

・退職金試算（建退共本部のホームページとリンク）

・各種申請書のダウンロード（建退共本部のホームページとリンク）

・加入・履行証明書（必要書類（エクセル形式）のダウンロード）

※証明書をダウンロードする際は２枚作成し２枚とも送付してください

・共済証紙購入金額および購入枚数シミュレーション

・電子申請方式

3．ホームページのトップ画面

2．建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

	共済契約者（社）	被共済者（名）
10月末計	2,565	30,622
加　　入	10	109
脱　　退	19	88
11月末計	2,556	30,643

	手帳更新件数（件）	退職金支給状況		掛金収納状況（千円）	
		件数（件）	金額（円）		
11月分	767	85	83,438,848	前月分	81,066
今年度総累計（2021年11月）	7,835	782	720,047,953	当年度累計	531,551

技士会

1．令和４年度 １級・２級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、１級に21名、２級に30名の方が参加されました。近年、１級・２級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により１級・２級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和４年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和３年４月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日　程　１級 一次検定講習　６日間
令和４年５月18日（水）～５月20日（金）　　令和４年５月25日（水）～ ５月27日（金）
実力テスト講習会　２日間
令和４年６月２日（木）～６月３日（金）
二次検定講習　４日間
令和４年９月５日（月）～９月６日（火）　　令和４年９月12日（月）～９月13日（火）
２級 一次・二次検定講習　６日間
令和４年７月20日（水）～７月22日（金）　　令和４年７月27日（水）～７月29日（金）
実力テスト講習　２日間
令和４年８月25日（木）～８月26日（金）
場　所　宮崎県建設会館　　宮崎市橘通東２丁目９番19号
お問い合わせ　宮崎県土木施工管理技士会　0985－31－4696　または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和３年度に１級・２級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

2．令和４年度 １級・２級土木施工管理技術検定の申込書受付について

令和４年度の１級・２級土木施工管理技術検定の申込書受付が始まりますので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。この技術検定は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この技術検定に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。なお、２級土木施工管理技術検定第１次検定は平成29年度から年２回行われています。

受付期間　　１級　令和４年３月17日（木）～３月31日（木）
２級　令和４年３月２日（水）～３月16日（水）（前期第1次検定のみ）
２級　令和４年７月６日（水）～７月20日（水）

申込み用紙につきましては、１・２級とも２月中旬から販売開始されます。詳しくは、地区協会あるいは、（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

技士会

3．令和３年度 １級土木施工管理技術検定の合格発表

令和３年10月２日（日）に実施されました、１級土木施工管理技術検定「第二次検定」の合格発表が令和４年１月14日にありました。

全国の会場で26,558名が受験し、9,732名が合格、合格率36.6％、と昨年より高い合格率でした。福岡会場は、受験者3,630名、合格者1,303名、合格率は35.9％でした。（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので忘れずに手続きをしてください。

なお、１級合格者は、技士会主催の監理技術者講習を受けて監理技術者の資格を取得しましょう。詳しくは、宮崎県土木施工管理技士会の事務局へお問い合わせください。

●第二次検定実施状況：（令和３年10月３日実施　全国13地区 35会場）

	第二次検定				第二次検定		
試験地	出席者数	合格者数	合格率（％）	試験地	出席者数	合格者数	合格率（％）
札　幌	1,092	344	31.5	大　阪	4,066	1,490	36.6
釧　路	226	51	22.6	岡　山	885	315	35.6
青　森	511	203	39.7	広　島	963	365	37.9
仙　台	2,371	827	34.9	高　松	1,058	338	31.9
東　京	7,051	2,849	40.4	福　岡	3,630	1,303	35.9
新　潟	1,158	353	30.5	那　覇	510	136	26.7
名古屋	3,037	1,158	38.1	計	26,558	9,732	36.6

合格者数：9,732名

4．令和４年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和３年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月10日（水）で終了しました。本年度は４月から11月の計７回開催し合計で208名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和４年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から５年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和４年の予定は、右のとおりです。

日　　程	場　　所
令和４年　４月２７日（水）	宮崎県建設会館
令和４年　５月１３日（金）	〃
令和４年　７月　６日（水）	延岡建設会館
令和４年　８月１７日（水）	宮崎県建設会館
令和４年　９月１４日（水）	都城建設会館
令和４年１１月　９日（水）	延岡建設会館
令和４年１１月１６日（水）	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から５年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

事業協同組合

1．立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内

組　合

■サービス概要

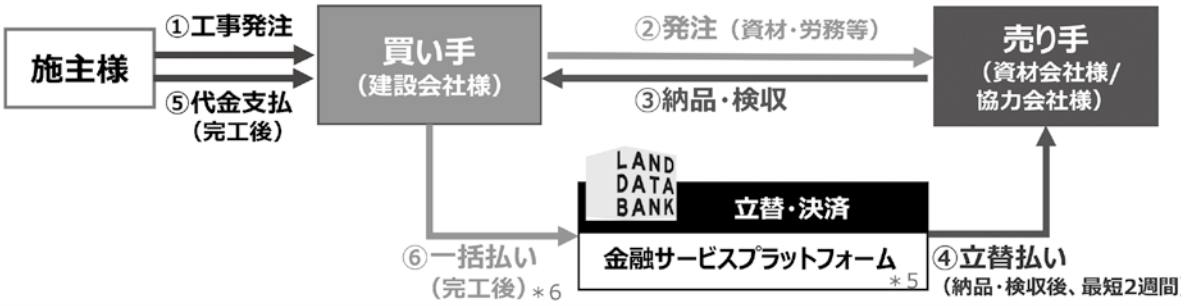

■買い手視点（建設会社様）の特長

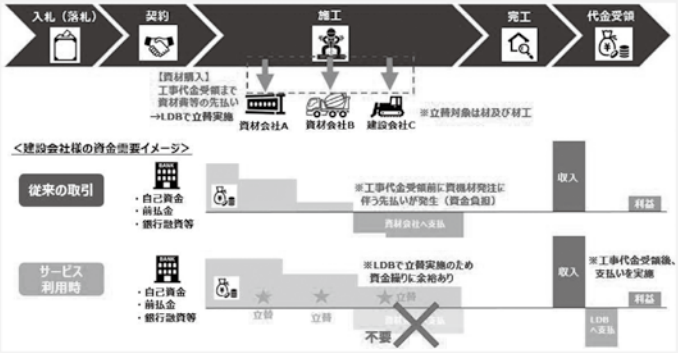

<ご利用手順>

利用登録

工事登録

立替・決済

- ✓ 申請手続きが簡単
  （財務諸表不要、保証人・担保不要）
- ✓ 決済業務の削減
  （振込手数料、振込業務が不要）
- ✓ 工事全体の資金状況可視化

■売り手視点（資材会社様・協力会社様）の特長

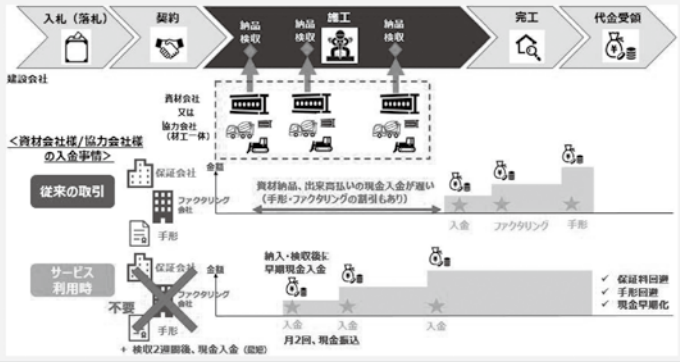

<ご利用手順>

利用登録

立替・決済

- ✓ 早期現金化、集金の手間なし
  （検収後 最短:2週間、最長:翌月末）
- ✓ 信用保証（与信）不要
  （売掛債権100%保証、買戻し無し）
  ※立替実施時
- ✓ 取引状況の可視化
  （取引会社に対するものについて）

＊1　9月1日は正式登録開始日で、10月1日は受付工事に関する支払いの立替開始日です。

＊2　建設会社様が施主から受注された工事当たりの立替金額です（工事受注額ではございません）。なお、1億円を超える立替が必要な場合は、お手数ですがご相談ください。　※本サービスは法人が対象となり、個人事業主の方は除きます。

＊3　当社、提携会社の審査等により、お取引をお断りする場合や申込・立替ができない場合があります。また、当社の審査状況により、財務諸表等をご提示頂く場合があります。

＊4　立替手数料は時期により一律です。標記の手数料率は2020年9月から2021年9月末日までとなります。

＊5　当社サービスは、提携会社との連携にて提供いたします。

＊6　一括払いは工事登録から最長10か月となります。10か月を超えた場合、完工前、施主からの支払前にて弊社へのお支払いとなる場合があります。

尚、本書面に記載の内容は正式なサービスの開始及び運用に際して変更が生じる可能性があります。

株式会社ランドデータバンク

〒105-0004
東京都港区新橋1-7-10
近鉄銀座中央通りビルⅢ 6階
0120-577-525
Mail:info@ldb.co.jp

設立	2019年7月26日	株主	・INCJ（産業革新機構から分割、事業継承） ・コマツ（小松製作所） ・三井住友銀行 ・三井住友ファイナンス&リース ・三井住友カード
資本金	14億円		

組　合

よくあるご質問

Q1　立替の対象は何ですか？　また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。
立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。１億円を超える場合は別途ご相談ください。

Q2　立替工事の種類等に制限はありますか？

＜建設会社様＞ 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。
＜資材会社様＞ 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

Q3　どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただきます。

お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

Q4　利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。
＜建設会社様＞ ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂くだけで簡単に申込みができます。

＜資材会社様、協力会社様＞ ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

Q5　審査はどのようにおこなわれますか？

弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

Q6　立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様への入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様への入金時期は以下の通りです。
≪月2回のタイミングで入金となります≫
・立替申請 15日締め、月末日入金　・立替申請 月末締め、15日入金

＊支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。
＊立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

Q7　引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。 立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。
工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。

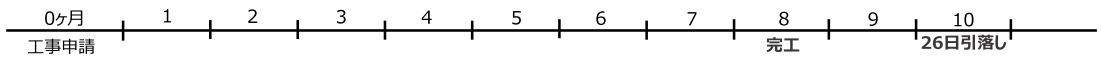

Q8　入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。 ＊手数料は、時期により変更となる可能性があります。

Q9　資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

Q10　システムを使用しての登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、
お手続きのご支援させていただきます。

建災防

1．令和４年度上半期（４月～９月）講習会の案内

※会員事業場には年間予定表を２月末に送付いたします。

	講　習　名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	下半期(10月～３月)の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	19～20 清　武	10～11 延　岡		５～６ 清　武	30～31 延　岡		12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者				20～21 清　武			10月に延岡で開催
	地山の掘削等作業主任者		24～26 清　武		26～28 延　岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者							12月に清武で開催
	鉄骨の組立て等作業主任者			21～22 清　武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					９～10 清　武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	12～13 延　岡	17～18 清　武	5／31～1 清　武	12～13 延　岡	２～３ 清　武	14～15 清　武	10月、11月に延岡、清武で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育				29 清　武			２月に清武で開催
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育	26 清　武				18 清　武		11月に延岡で開催
	足場の点検実務者研修			14 清　武				１月に延岡で開催
	フルハーネス型安全帯特別教育	5 清 武 6 延 岡		15 清　武			21 清　武	
	斜面の点検者安全教育			2 清　武				12月に延岡で開催
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			28 清 武 30 延 岡				
	振動工具取扱い従事者教育							11月に清武で開催
	丸のこ等取扱い従事者教育							11月に清武で開催
	酸欠・硫化水素作業特別教育						27 清　武	
	自由研削砥石の取替の特別教育						7 延　岡	12月に清武で開催
	建築物石綿含有建材調査者講習（一般）							11、１月に清武で開催

	講　習　名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半期(10月～3月)の予定
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	8～9 延　岡	13～14 清　武	3～4 清　武	8～9 清　武	5～6 延　岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		6～7 清　武		1～2 延　岡		22～23 清　武	11月に清武で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	27～28 延　岡	27～28 清　武	17～18 清　武	22～23 清　武	23～24 延　岡	9～10 清　武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	22～23 延　岡	20～21 清　武	10～11 清　武	15～16 清　武	19～20 延　岡	2～3 清　武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系（解体用）運転技能講習			8 清　武			6 延　岡	11、2月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	15～16 清　武		24～25 延　岡			16～17 清　武	12月に清武で開催

2．建設業年度末労働災害防止強調月間について（期間 3月1日～3月31日）

年度末は、完工時期を迎える工事が増加し、さまざまな作業が輻輳して行われる事が多くなることで、労働災害の発生する可能性が高まります。会員各位におかれましては、経営トップのリーダーシップの下、関係者および店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開し、年度末を無事故･無災害で締めくくりましょう。

また、新型コロナウイルス感染症が流行し、国民生活や経済活動に対する制限など、新型コロナウイルス感染防止対策に向けた協力が求められています。

引き続き「三つの密」を避ける等の必要な感染予防措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

3．石綿の有無の事前調査結果の報告について（厚生労働省からのお知らせ）

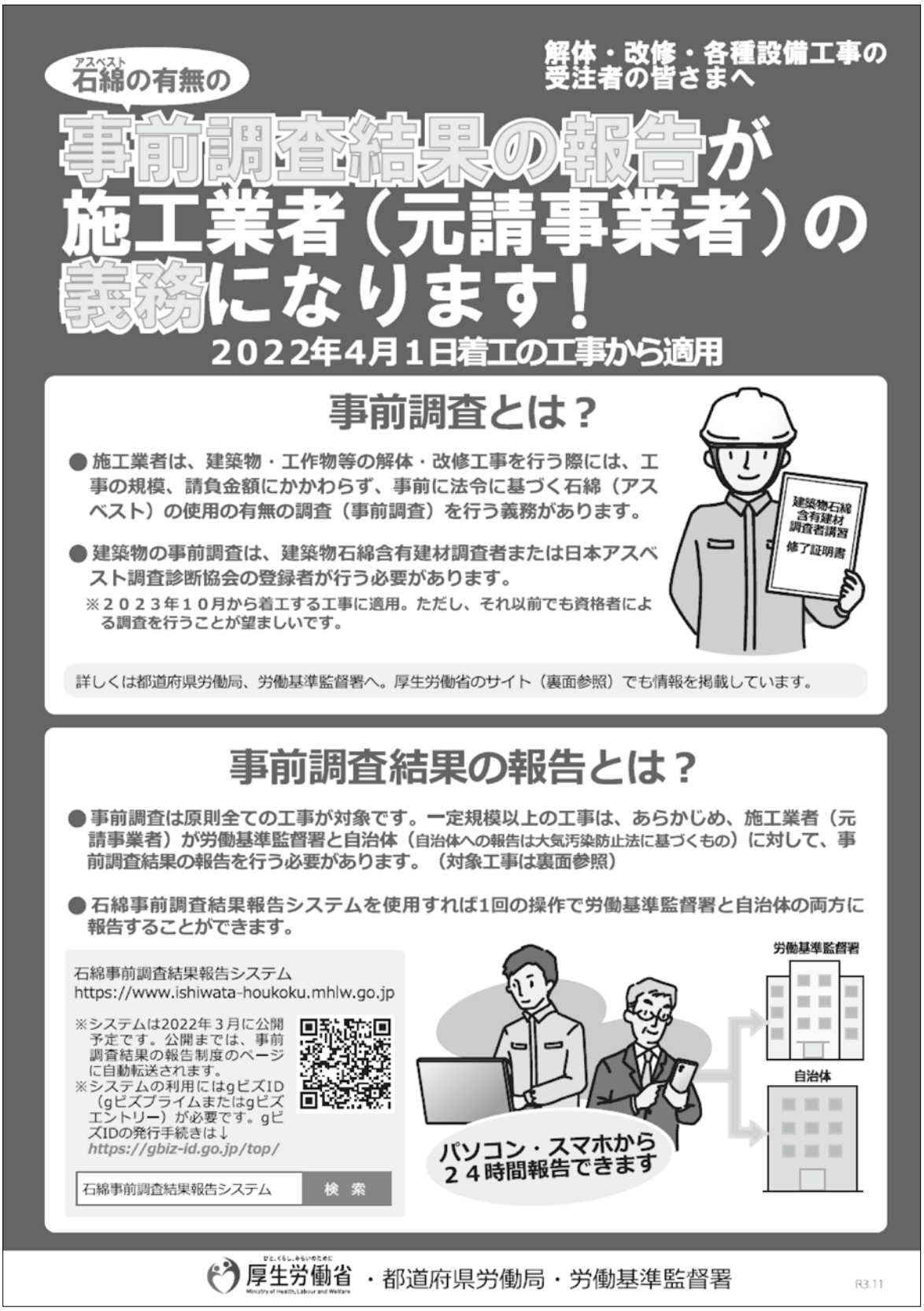

火薬協会

1．火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

（１）販売業者

・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
・「火薬類販売数量報告書」・・・・・・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」・・・・・・・遅滞なく

（２）火薬類の所有者又は占有者

・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
・「定期自主検査実施計画書届」・・・・・・・・・・・・・計画定めたら届け出
・「定期自主検査実施報告書」・・・・・・・・・・・・・・実施後、遅滞なく
・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届(報告書)」・・遅滞なく

2．火薬庫の定期自主検査の徹底について

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬取締法第35条の２（具体的には同法施行規則第67条の９の規定）により、定期に年２回以上の自主的に検査を行う義務があります。

この場合、貯蔵については繁忙期がある火薬庫については、繁忙期の直前に１回は行わなければなりません。

検査をする火薬庫を大掃除して、その構造、位置、設備が規則第22条から第32条までの技術上の基準に適合しているのかを検査し、避雷装置、警鳴装置、消火設備等の保安施設が円滑に作動するかどうかも検査しなければなりません。

適合しない部分や円滑に作動しない場合には、補正・補修しなければなりません。

定期自主検査の計画の知事への届出や検査結果の報告は、規則第67条の10及び第67条の11の規定になります。

令和３年度の定期自主点検計画及び結果報告が遅延するこのないように特に注意してください。

保証会社

1．宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（令和３年12月分）

西日本建設業保証㈱　宮　崎　支　店

Ⅰ．全般の状況

（単位：件、百万円、％）

年　度	当　月				累　計			
	件　数	増減率	請負金額	増減率	件　数	増減率	請負金額	増減率
令和３年度	302	▲ 32.7	6,776	▲ 52.4	3,170	▲ 4.3	122,830	▲ 9.8
令和２年度	449	17.5	14,242	23.9	3,313	▲ 3.6	136,194	21.1
令和元年度	382	▲ 2.8	11,493	43.0	3,437	6.7	112,477	19.4
平成30年度	393	▲ 6.2	8,037	42.3	3,222	▲ 1.9	94,228	2.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

Ⅱ．発注者別の状況

（単位：件、百万円、％）

発 注 者	当　月				累　計			
	件　数	増減率	請負金額	増減率	件　数	増減率	請負金額	増減率
国	18	50.0	882	▲ 40.5	259	2.8	32,067	21.9
独立行政法人等	2	▲ 33.3	640	36.9	23	▲ 37.8	3,443	▲ 8.5
県	87	▲ 39.6	2,974	▲ 58.1	1,212	▲ 1.3	45,847	▲ 22.2
市町村	193	▲ 33.2	2,230	▲ 56.1	1,654	▲ 7.0	39,403	▲ 11.9
その他の公共的団体	2	100.0	48	▲ 57.8	22	22.2	2,068	▲ 16.4
計	302	▲ 32.7	6,776	▲ 52.4	3,170	▲ 4.3	122,830	▲ 9.8

Ⅲ．地区別の状況

（単位：件、百万円、％）

地　区	当　月				累　計			
	件　数	増減率	請負金額	増減率	件　数	増減率	請負金額	増減率
宮　崎	34	▲ 58.5	1,048	▲ 83.1	611	▲ 5.6	29,337	▲ 23.8
日　南	22	▲ 12.0	708	10.8	245	2.5	13,856	83.5
串　間	13	▲ 31.6	108	▲ 51.8	135	1.5	3,775	▲ 20.9
都　城	39	▲ 22.0	826	▲ 28.1	372	▲ 13.1	18,627	▲ 5.6
小　林	34	▲ 19.0	824	5.6	307	▲ 5.8	8,071	▲ 3.4
高　岡	11	120.0	141	25.8	120	10.1	2,316	▲ 24.7
西　都	22	▲ 26.7	494	▲ 30.3	197	3.7	6,441	▲ 30.3
高　鍋	20	▲ 23.1	805	20.0	166	▲ 8.3	10,754	7.5
日　向	33	▲ 54.2	633	▲ 35.8	429	▲ 4.7	11,508	▲ 10.4
延　岡	25	▲ 37.5	359	▲ 71.8	292	▲ 6.1	11,584	▲ 13.7
西臼杵	49	▲ 15.5	826	▲ 45.1	296	▲ 1.0	6,556	▲ 24.5
計	302	▲ 32.7	6,776	▲ 52.4	3,170	▲ 4.3	122,830	▲ 9.8

＜ 月別請負金額 ＞

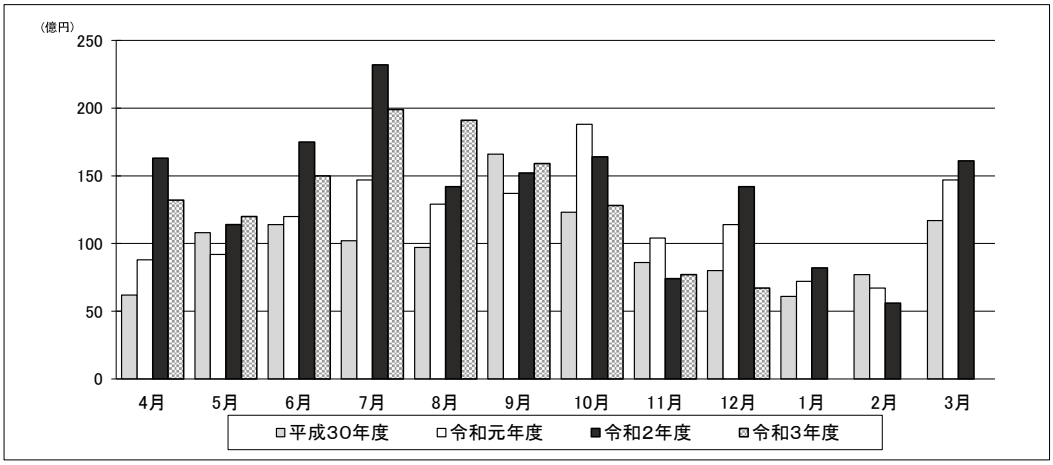

2．中間前払金制度のご案内

建設業情報管理センターからのお知らせ

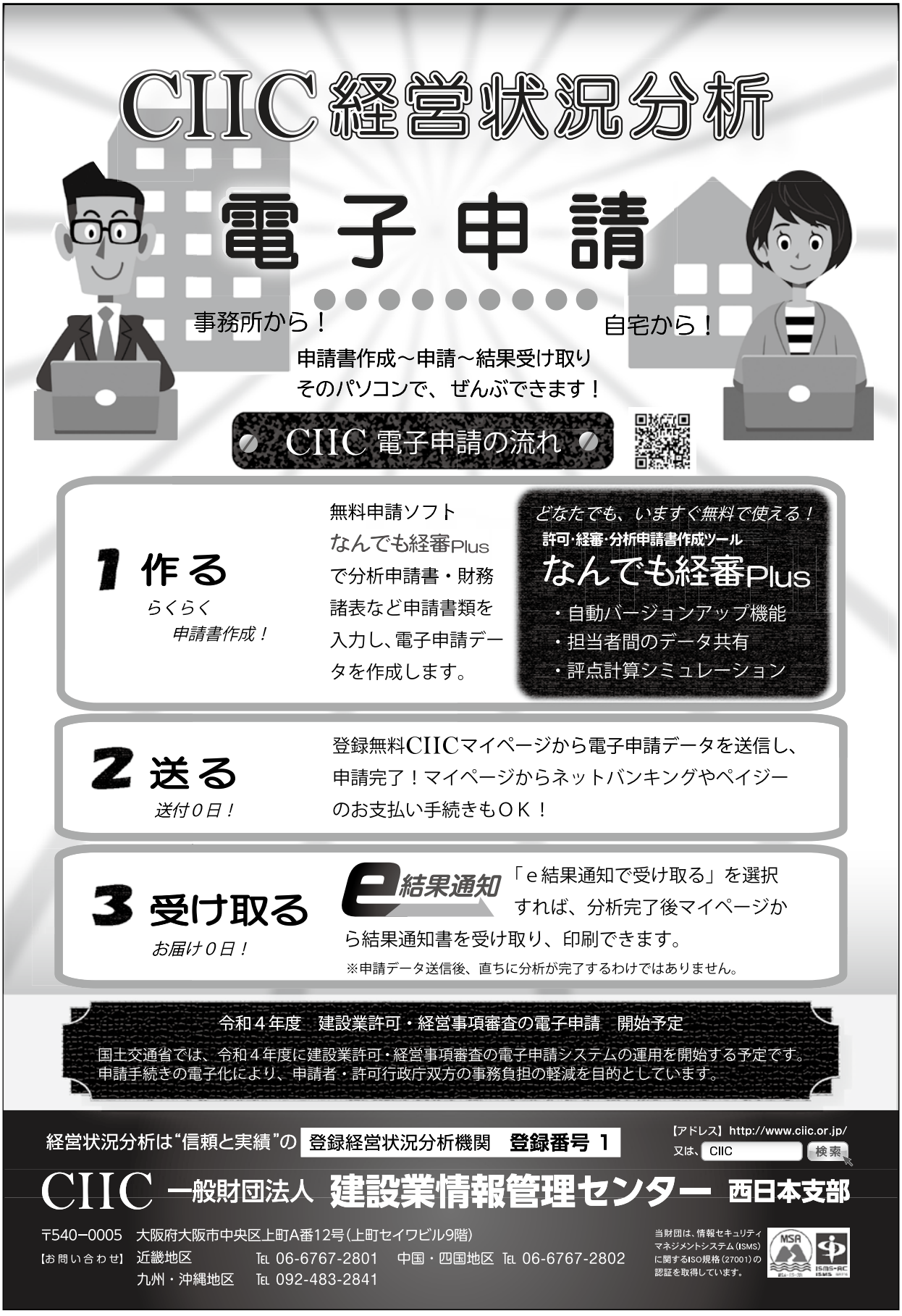

建設業福祉共済団

＜法定外労災補償制度＞

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

（年間完成工事高契約）

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和４５年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成２５年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

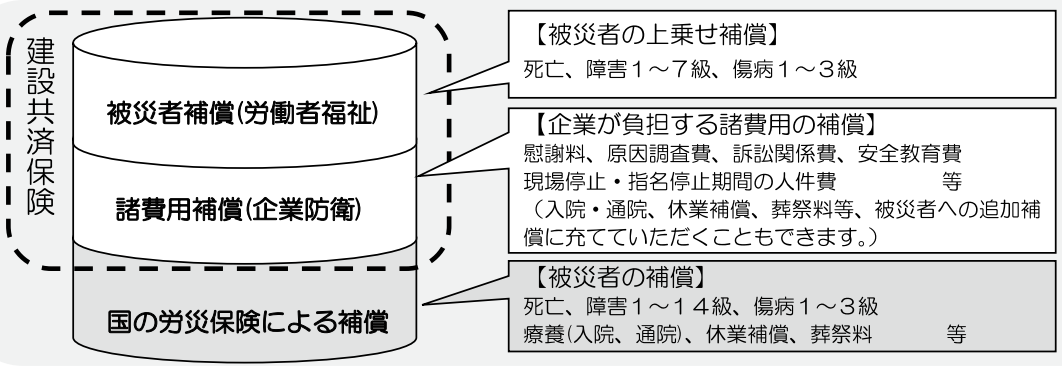

１．加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

２．補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員 300 人以下の場合)）も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

３．保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の１級から７級、または傷病の１級から３級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い

②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償

③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし

④元請・下請を問わず無記名で補償

⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)

⑥経営事項審査において１５点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計　1,000 万円
（被災者補償保険金　　500 万円）
（諸費用補償保険金　　500 万円）　の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1 億円	33,440 円	12,760 円
2 億円	59,280 円	22,620 円
5 億円	125,400 円	47,850 円
10 億円	220,400 円	84,100 円
50 億円	874,000 円	333,500 円

保険金区分合計を 2,000 万円、3,000 万円、4,000 万円、5,000 万円とする場合は、それぞれ上記掛金の２倍、３倍、４倍、５倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病３級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

●安全衛生用品の頒布
●女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
●安全衛生推進者表彰　等

公益財団法人 建設業福祉共済団
ご契約に関するお問い合わせ　フリーアクセス ０１２０-９１３-９３１
その他のお問い合わせ　０３-３５９１-８４５１
URL:https://www.kyousaidan.or.jp/　建設共済保険　検索

取扱機関
一般社団法人 宮崎県建設業協会
Tel 0985-22-7171

みんなで育てよう安心を。

労災上乗せ補償は

建設共済保険

契約者に役立つ制度充実

掛金が魅力
手厚い補償
（5,000万円まで）

労働者と企業のリスクをカバー

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

① 安全衛生用品の頒布
② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
③ 安全衛生推進者表彰　等

公益財団法人
建設業福祉共済団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関：（一社）宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798

契約者と業界の発展のために　http://www.kyousaidan.or.jp/

建設共済保険　検索